

第3章 産業別重点テーマと実施計画

I 農水産業の重点テーマ

1. 後継者、担い手育成
2. 生産環境の適正化
3. 販路の拡充

1. 後継者、担い手育成

1-1 本市の後継者、担い手育成の現状

本市の農水産業の担い手数は、減少しています。特に農業でその傾向は著しく、世界農林業センサスによれば、平成17年と平成22年の5年間で農家数は961戸、農家人口は4,601人、耕作面積は566haと大幅に減少しています。漁業でも、丸亀市統計書によれば、平成15年と平成20年の5年間で経営体数は66体減少しています。このように、農水産業の後継者、担い手不足は極めて深刻な状況にあります。

■農家数、農家人口等 (単位：戸、人、ha)

	農家数	農家人口	耕地面積
2005年(平成17年)	3,006	12,601	2,114
2010年(平成22年)	2,045	8,000	1,548

(出所：「世界農林業センサス」より作成)

■漁業経営体数 (単位：体)

	経営体数	うち個人
平成15年	212	208
平成20年	146	146

(出所：「丸亀市統計書」より作成)

経営体

農林水産省によれば、経営体とは、「過去1年間に利潤又は生活の質を得るために、生産物を販売することを目的として、海面において水産動植物の採捕または養殖の事業を行った世帯又は事業所」です。

後継者、担い手は、農水産業の維持・発展の基礎であり、本市農水産業の最重要課題です。農水産業は、収益性確保が難しく、新規就業希望者がいても、実際には就業に結びついていません。そのため、後継者、担い手不足解消には、収益性向上に向けた経営支援等が必要です。

また、既存の農水産業を維持するために組織化を促進する取り組みが必要です。農水産業従事者は、個人事業形態であることが多く、今後、高齢等を理由とした廃業や事業の縮小が進む恐れがあります。組織化により集団で農地を守ることで、農水産業を維持できる可能性が高まります。

■集落営農の状況（単位：数）

平成 19 年	14
平成 24 年	16

（出所：「集落営農実態調査」より作成）

集落営農

農林水産省によれば、集落営農とは、「集落を単位として、生産行程の全部又は一部について共同で取り組む組織」です。

後継者、担い手育成に関して、次の取り組みを行います。

（1）新規就業者の発掘・育成

新規就業者の発掘のための情報提供、窓口相談の充実を図るとともに、必要な教育や経験等が得られる機会の提供等を行い、後継者、担い手育成を支援します。

（2）収益性向上の取り組みの推進

農産物を一次産品で出荷するだけでなく、加工等による商品化と販売までを行う 6 次産業化を推進し、収益性向上を支援します。

（3）集団化（集落営農・企業化）の促進

個人形態の経営から、集落営農や企業化による組織化への転換を促進し、効率的な農水産業経営を支援します。

上記 3 項目を後継者、担い手育成を実現するための施策とし、1－2 に施策を実施するための取り組みを記載します。

第3章 産業別重点テーマと実施計画【農水産業の重点テーマ】

1-2 後継者、担い手育成の取り組み

後継者、担い手育成のための3つの施策と具体的内容および推進主体、そして、施策を実現するための実施事業と実施スケジュールは次のとおりです。

施策と具体的内容、施策を推進する機関		
施策と具体的内容		推進主体
1. 新規就業者の 発掘・育成	(1) 就農希望者に、農地の確保や営農相談等の相談、支援を行う場を提供する。 (2) 定年後等のシルバー層の農業への参入を促進する。 (3) 漁業後継者の事業承継を促進する。 (4) 新規就業者を一定期間預かり教育する機会を充実させる。	・丸亀市地域農業再生協議会(担い手部会) ・丸亀市漁業協同組合 ・本島漁業協同組合 ・丸亀市淡水漁業組合
2. 収益性向上の 取り組みの推進	(1) 農水産物の販路開拓や加工品開発等により収益性を高め、就業意欲を高める。	・丸亀市地域農業再生協議会 ・丸亀市漁業協同組合 ・本島漁業協同組合 ・丸亀市
3. 集団化(集落営農・ 企業化)の促進	(1) 農業者の地域での組織化を促進し、後継者や担い手が農業を行いやすい環境を整備する。	・丸亀市地域農業再生協議会(担い手部会)

人・農地プラン(地域農業マスタープラン)

農林水産省によれば、人・農地プラン(地域農業マスタープラン)とは、「農業が厳しい状況に直面している中で、持続可能な力強い農業を実現するためには、基本となる人と農地の問題を一体的に解決していく必要があります。このため、それぞれの集落・地域において徹底的な話し合いを行い、集落・地域が抱える人と農地の問題を解決するための「未来の設計図」です。

第3章 産業別重点テーマと実施計画【農水産業の重点テーマ】

施策を実現するための事業と実施スケジュール			
実施事業	H25	H26	H27～
① 広報・啓発の充実	継続	→	→
② ワンストップ窓口の設置	継続	→	→
③ 人・農地プランの場での出張相談	実施	→	→
④ 技術指導の充実	継続	→	→
① 6次産業化の広報・啓発の充実	継続	→	→
② 6次産業化事業の推進		実施	→
① 広報・啓発の充実	継続	→	→
② 実態・ニーズ調査	継続	→	→
③ 事例集の作成		実施	→

※ スケジュールに記載した継続等について

継続：本計画の施策の実現のために継続する既存事業です。産業振興会議で見直しや充実等の評価を行います。

実施：本計画の施策の実現のために新規に行う事業です。開始年を記載しています。

検討：本計画の施策の実現のために新規事業を行うにあたり、一定期間の検討を要するものです。検討の開始時期を記載しています。

2. 生産環境の適正化

2-1 本市の生産環境の適正化の現状

本市の農業産出額は、大きく減少しています。農業産出額の減少は、後継者、担い手不足とともに、圃場の未整備や耕作放棄地の増加等の生産環境の未整備や悪化がその原因と考えられます。特に有害鳥獣等の被害が深刻であり、農業生産に悪影響を与えています。

■農業産出額の推移 (単位：百万円)

	農業産出額	(米)	(野菜)	(果実)	(花き)	畜産
平成16年	4,480	1,420	1,380	510	550	390
平成17年	4,417	1,584	1,371	460	437	351
平成18年	4,285	1,560	1,266	499	385	333

(出所：「丸亀市統計書」より作成)

漁獲量については、漁船漁業は年によりばらつきがあり、浅海養殖は一貫して減少しています。漁獲量は天候・生産環境(魚の成育環境・汚染等)や市況等に左右されるため、特に漁船漁業では年によりばらつく結果となっています。

このような中で、海水の栄養分の低下や海面・河川のゴミ問題等による生産環境の悪化が危惧されています。漁業では、生産環境が漁獲量を決める大きな要素であり、その適正化により安定的な漁獲が可能となると考えられます。

■漁獲量 (単位：t)

	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年
漁船漁業	641	562	531	493	936	718	712
浅海養殖業	656	552	460	375	370+X	237	X

※浅海養殖業20年・22年のXは、公表を差し控えた数値

(出所：「丸亀市統計書」より作成)

また、燃料費や飼料代等が高騰しており、このことが生産意欲を減退させる原因になっています。特に漁業では、燃料費等が高騰した場合、出漁調整等が行われます。

農水産業の生産環境は地域そのものにとらえることができます。農水産業は、地域と独立した存在ではなく、地域と一体化したものです。このような認識のもと、農水産業は、地域に理解され、地域と一体となった産業でなければなりません。農水産物の安全性やそれを育む環境を地域に理解いただくための取り組みを一層充実する必要があります。

生産環境の適正化に関して、次の取り組みを行います。

(1) 農地等の整備

農地の有効活用を図る施策を充実させるとともに、耕作放棄地対策を講じます。

(2) 産地の形成

本市の農産物の産地化を推進します。

(3) 漁場環境の整備

魚が成育しやすい漁場環境にするための現状把握と、今後の方向性を検討します。

(4) 有害鳥獣等被害対策

イノシシ・ヌートリア・カワウ・トビエイ等の有害鳥獣等の効果的な被害対策を講じます。

(5) 海面・河川ゴミ対策

生産環境のみならず生活環境の保持にも重要なゴミ対策を講じます。

(6) 稚魚放流

漁業の持続的かつ安定的な生産を可能とするための計画的な稚魚放流を支援します。

(7) 経営の安定化

燃料費高騰等の外部要因への対応のための各種支援策を充実します。

(8) 地産地消、食育の推進

地域と一体となった農水産業の発展のために、地産地消、食育を推進します。

上記 8 項目を生産環境の適正化を実現するための施策とし、2-2に施策を実施するための取り組みを記載します。

第3章 産業別重点テーマと実施計画【農水産業の重点テーマ】

2-2 生産環境の適正化の取り組み

生産環境の適正化のための8つの施策と具体的内容および推進主体、そして、施策を実現するための実施事業と実施スケジュールは次のとおりです。

施策と具体的内容、施策を推進する機関		
施策と具体的内容		推進主体
1. 農地等の整備	(1) 大型機械が投入可能な基盤整備を行う。 (2) 耕作放棄地の活用を図る。 (3) 水利権調整の円滑化を図る。	・丸亀市 ・丸亀市農業委員会 ・土地改良区等
2. 産地の形成	(1) 現行の季節もの中心の生産から、年間を通じて安定供給できる品目への生産シフトを検討する。	・丸亀市
3. 漁場環境の整備	(1) 栄養塩類の供給源となる河川流域の水質改善を図るとともに、海水の養分不足の改善に必要な対策を検討する。	・丸亀市漁業協同組合 ・本島漁業協同組合 ・丸亀市淡水漁業組合 ・丸亀市
4. 有害鳥獣等被害対策	(1) イノシシやヌートリア等による被害を抑える。 (2) カワウやトビエイ等による被害を抑える。 (3) 有害鳥獣等の加工品等への活用を検討・計画する。	・丸亀市鳥獣被害防止対策協議会 ・中讃地区漁業組合連合会 ・丸亀市

第3章 産業別重点テーマと実施計画【農水産業の重点テーマ】

施策を実現するための事業と実施スケジュール			
実施事業	H25	H26	H27～
① 圃場整備や農地、耕作放棄地の有効活用	継続	→	
① 産地形成 (作付推奨重点品目の検討、実施)	検討	→	実施
① 漁場環境の現状把握	実施	→	
① 有害鳥獣等被害対策（農業）	継続	→	
② 有害鳥獣等被害対策（漁業）	継続	→	

※継続・実施・検討等については、P29を参照のこと。

第3章 産業別重点テーマと実施計画【農水産業の重点テーマ】

施策と具体的内容、施策を推進する機関		
施策と具体的内容		推進主体
5. 海面・河川ゴミ対策	<p>(1) 漁業者等が行う河川ゴミ等の処分を円滑に行えるようにする。</p> <p>(2) 海面・河川を漂流するゴミ等の回収を充実する。</p> <p>(3) 海面・河川等のゴミの現状等について子どもの頃から学習できる機会を充実する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・丸亀市漁業協同組合 ・本島漁業協同組合 ・丸亀市淡水漁業組合 ・丸亀市 ・丸亀市教育委員会
6. 稚魚放流	<p>(1) 海面や内水面への稚魚放流を継続する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・丸亀市漁業協同組合 ・本島漁業協同組合 ・丸亀市淡水漁業組合 ・丸亀市
7. 経営の安定化	<p>(1) 農業・漁業者が燃料費高騰等の外部要因により所得減少に陥った場合の影響を少なくする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・丸亀市漁業協同組合 ・本島漁業協同組合 ・丸亀市淡水漁業組合 ・丸亀市 ・丸亀市地域農業再生協議会
8. 地産地消、食育の推進	<p>(1) 小学生等の米づくりや野菜づくり体験、料理教室等で食育を図り、地産地消を推進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・香川県農業協同組合 ・丸亀市漁業協同組合 ・本島漁業協同組合 ・丸亀市淡水漁業組合 ・丸亀市 ・丸亀市教育委員会

第3章 産業別重点テーマと実施計画【農水産業の重点テーマ】

施策を実現するための事業と実施スケジュール			
実施事業	H25	H26	H27～
① ゴミの現状調査・改善方策検討	継続	→	→
② 海面・河川ゴミ対策	継続	→	→
③ 海面等のゴミの現状教育 (学校教育)	継続	→	→
① 稚魚放流	継続	→	→
① 情報提供の充実	継続	→	→
② 経営指導の充実	継続	→	→
① 広報・啓発活動の充実	継続	→	→
② 地産地消の推進	継続	→	→
③ 学校や地域における食育の推進	継続	→	→

※継続・実施・検討等については、P29を参照のこと。

3. 販路の拡充

3-1 本市の販路の拡充の現状

本市の農水産業の6次産業化・農商工連携への取り組みは、平成24年度現在で0件です。なお、香川県全体では、6次産業化の認定計画数が6件、農商工連携の認定数が7件です。これらの取り組みは、農水産業従事者が一次製品の生産だけでなく、食品等への加工や販売を行うものです。収益性改善や新たな市場開拓等の方策として期待されていますが、本市の取り組みは停滞している状況にあります。

農商工連携

中小企業基盤整備機構の運営するJ-Net21「農商工連携パーク」によれば、農商工連携とは、「農林漁業者と商工業者等が通常の商取引関係を超えて協力し、お互いの強みを活かして売れる新商品・新サービスの開発、生産等を行い、需要の開拓を行うこと」です。

■6次産業化法に基づく認定計画数

県名	平成23年度 第1回認定	平成23年度 第2回認定	平成23年度 第3回認定	平成24年度 第1回認定
香川	5	1	0	0
(うち丸亀市)	0	0	0	0
徳島	3	3	10	0
愛媛	6	1	3	1
高知	2	6	4	2

(出所：「中国四国農政局」ホームページより作成)

■農商工等連携事業計画の認定数

県名	認定数
香川	7
(うち丸亀市)	1
徳島	8
愛媛	11
高知	6

(出所：「四国経済産業局」ホームページより作成)

本市農水産業の収益性を高めるためには、多様な販売ルートを確認して販売力を高めるとともに、特定生産物の産地化と地域ブランド化により、全国的にPRできる丸亀らしい農水産物を育てる必要があります。そのためには、当該農水産物が地域で愛されることが前提となり、外への情報発信だけでなく、地産地消や食育等による市内への浸透が大切です。

地域ブランド

農林水産省「地域ブランドワーキンググループ報告書（平成20年3月）」によれば、地域ブランドとは、「地域」と結び付きのある「ブランド」のことです。

販路の拡充に関して、次の取り組みを行います。

(1) 農水産物の販路拡大

農水産物を卸売だけでなく消費者に直接販売するルートの確保を支援します。

(2) 丸亀ブランドの形成

本市の特徴ある特定品目を推奨栽培し、丸亀ブランド商品として積極的に展開します。

(3) 地産地消、食育の推進

地域と一体となった農水産業の発展のために、地産地消、食育を推進します（同P31、(8)）。

(4) 6次産業化の推進

農産物の加工・販売までを一体的に行う6次産業化による収益性向上を支援します。

上記4項目を販路の拡充を実現するための施策とし、3-2に施策を実施するための取り組みを記載します。

第3章 産業別重点テーマと実施計画【農水産業の重点テーマ】

3-2 販路の拡充の取り組み

販路の拡充のための4つの施策と具体的内容および推進主体、そして、施策を実現するための実施事業と実施スケジュールは次のとおりです。

施策と具体的内容、施策を推進する機関		
施策と具体的内容		推進主体
1. 農水産物の販路拡大	(1) 農水産物を消費者に直接販売できる施設等の開設支援や誘致を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・香川県農業協同組合 ・丸亀市漁業協同組合 ・本島漁業協同組合 ・丸亀市淡水漁業組合 ・丸亀市
2. 丸亀ブランドの形成	<p>(1) 農業者が、県の奨励品種（アスパラガス、おいでまい等）の同一品目を栽培し、県1位、全国でも高位に育てる。</p> <p>(2) 丸亀市推奨品目を選定し、普及を図り、ブランドを形成する。</p> <p>(3) タイラギ・イイダコの地域ブランド化と販路拡大を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・香川県農業協同組合 ・丸亀市漁業協同組合 ・本島漁業協同組合 ・丸亀市観光協会 ・丸亀市 ・香川県
3. 地産地消、食育の推進	(1) 小学生等の栽培体験、市場見学、料理教室等で食育を図るとともに、地域住民を巻き込んだ地産地消を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・香川県農業協同組合 ・丸亀市漁業協同組合 ・本島漁業協同組合 ・丸亀市淡水漁業組合 ・丸亀市 ・丸亀市教育委員会
4. 6次産業化の推進	(1) 農水産物の加工による収益性向上を促進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・丸亀市 ・香川県

第3章 産業別重点テーマと実施計画【農水産業の重点テーマ】

施策を実現するための事業と実施スケジュール			
実施事業	H25	H26	H27～
① 販路拡大支援方針の検討・決定		検討・実施	
② 産地直売施設の誘致			実施
① ブランド化方針の検討・決定	検討	実施	→
② 推奨品目・基準の決定		検討	実施
③ 丸亀ブランドによる産地化の推進			実施
① 広報・啓発の充実	継続	→	→
② 地産地消の推進	継続	→	→
③ 学校や地域における食育の推進	継続	→	→
① 6次産業化の広報・啓発の充実	継続	→	→
② 6次産業化事業の推進		実施	→

※継続・実施・検討等については、P29を参照のこと。

第3章 産業別重点テーマと実施計画【農水産業の重点テーマ】

農水産業の重点テーマにおける評価基準（数値目標）

農水産業の重点テーマにおける評価基準は次のとおりです。評価は下記の評価基準を元に丸亀市産業振興推進会議が行い、達成度等を踏まえ必要な是正措置を講じます。

評価指標	基準値 (H23)	H29	該当する 重点テーマ
認定農業者数 (経営体の累計)	91	100	・後継者、担い手育成
6次産業化計画承認数 (累計承認数)	0	2	・後継者、担い手育成 ・販路の拡充
集落営農組織数のうち法人化数 (累計法人化数)	5	15	・後継者、担い手育成
市民アンケート調査等による市民の地産地消への意識度（「日常において地産地消を意識して買い物等を行っているか」）（%）	—	80.0	・生産環境の適正化 ・販路の拡充
耕作放棄地の面積 (陸地部) (ha)	130	100	・生産環境の適正化
農商工連携計画承認数 (累計承認数)	1	2	・販路の拡充

第3章 産業別重点テーマと実施計画【農水産業の重点テーマ】

＜農水産業関係の支援施策等＞

農水産業の重点テーマの実施において活用可能な国・県・本市の支援施策および事業は以下のとおりです。なお、必要に応じて、同一事業を再掲しています。

※各事業については概要を記しています。詳細は主な推進主体にお問い合わせください。なお、本支援策等は平成 24 年 4 月現在のものであり、制度等の変更により記載と異なる場合があります。

1. 後継者、担い手育成に関する支援策（1）

事業名	事業の概要	主な推進主体	該当施策
青年就農 給付金事業	<p><準備型> 青年の就農意欲を喚起し、就農前の研修期間中（2 年以内）の所得を保証するために給付金（年間 150 万円）を交付。</p> <p><経営開始型> 青年就農者の定着をサポートし、市町の「人・農地プラン」に位置付けられている新規就農者の所得を確保するための給付金（年間 150 万円）を交付（5 年以内）。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・香川県 ・丸亀市地域農業再生協議会 (担い手部会) 	新規就業者の 発掘・育成
新規就農者の 経営発展支援 事業	新規就農者の経営発展に資する農機具格納庫や作業場の整備について、経営のレベルに応じて支援。	<ul style="list-style-type: none"> ・香川県 ・丸亀市地域農業再生協議会 (担い手部会) 	
新規就農者の 里親育成事業	県内で独立・自営就農を希望する者を受け入れて実践的な研修を実施。独立・自営就農に向けた準備をサポートするとともに、独立・自営就農後も総合的に支援する里親（非農家の方の後ろ盾になってくれる方）及びそのグループの活動を支援。	<ul style="list-style-type: none"> ・香川県 ・丸亀市地域農業再生協議会 (担い手部会) 	

第3章 産業別重点テーマと実施計画【農水産業の重点テーマ】

1. 後継者、担い手育成に関する支援策（2）

事業名	事業の概要	主な推進主体	該当施策
漁船漁業・ 担い手確保 対策事業	<p><漁船漁業の収益性向上等> 高性能漁船と高度な品質管理手法の導入等により、漁船漁業の収益性を高める取り組みを支援。</p> <p><資源管理計画に基づく減船等の支援> 資源水準に見合った漁業体制の構築を促進するために、資源管理計画に基づき漁業者の自主的な減船等の取り組みを支援。</p> <p><漁業を担う人材の確保> 漁業への新規就業・後継者育成を促進するために、就業準備講習や漁業就業相談会の開催、漁業現場での長期研修等を支援。</p> <p><漁船の安全操業の確保> 漁業者の安全確保のため、ライフジャケットの着用推進、漁船員に海技士免許等を取得させるための講習会の実施等を支援。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・水産庁 	新規就業者の 発掘・育成
6次産業化 総合推進事業	経営の発展段階に即した個別相談等を行う体制を都道府県ごとに整備し、農水産業従事者等の経営改革の取り組みを支援。	<ul style="list-style-type: none"> ・中国四国農政局 	収益性向上の 取り組みの 推進
6次産業化 推進整備事業	農水産業従事者が自ら、あるいは食品産業事業者と連携して行う6次産業化の取組について、農水産物の加工・販売施設や農水産業用機械等の整備を支援。	<ul style="list-style-type: none"> ・中国四国農政局 	
女性の能力の 積極的な活用	6次産業化などにチャレンジする女性を優先的に支援。	<ul style="list-style-type: none"> ・中国四国農政局 	
香川6次産業 化促進整備事 業	加工処理や販売管理、農産物の安定供給に必要な機械・設備等の整備を支援。	<ul style="list-style-type: none"> ・香川県 ・丸亀市 	

第3章 産業別重点テーマと実施計画【農水産業の重点テーマ】

1. 後継者、担い手育成に関する支援策（3）

事業名	事業の概要	主な推進主体	該当施策
地域を支える 集落営農組織 設立支援事業	地域の話し合い活動を通じて、新たな集落営農組織の設立に向けた自主的な取り組みを支援。	・香川県 ・丸亀市 ・丸亀市地域農業再生協議会 (担い手部会)	集団化(集落営農・企業化)の促進
経営発展 支援事業	<p><農業用機械等の導入支援タイプ> 特色ある経営を実現する集落営農組織に対して、農業用機械の導入を支援。</p> <p><作業場及び農機具格納庫等の導入支援タイプ> 集落営農に取り組む農業法人に対し、経営の拠点となる作業場、農機具格納庫等の導入を支援。</p>	・香川県 ・丸亀市地域農業再生協議会 (担い手部会)	
経営体育成 支援事業	意欲ある経営体、新規就農者、集落営農組織など多様な経営体が経営規模の拡大や経営の多角化を図っていくために必要な農業用機械の整備等を支援。	・中国四国農政局 ・丸亀市地域農業再生協議会 (担い手部会)	
農業経営 支援事業	認定農業者等の農地集積を促進し、農業経営の効率化を支援。	・丸亀市	
人・農地 プラン	徹底した話し合いを通じ、人と農地の問題を抱えるすべての市町、集落で「人・農地プラン(地域農業マスタープラン)」を策定。	・丸亀市	

第3章 産業別重点テーマと実施計画【農水産業の重点テーマ】

2. 生産環境の適正化に関する支援策（1）

事業名	事業の概要	主な推進主体	該当施策
農業基盤整備事業	老朽化した土地改良施設の改修を行い、維持管理費の節減により農業経営の安定を図るための補助を実施。	・土地改良区	農地等の整備
耕作放棄地再生利用対策事業	荒廃した耕作放棄地に係る農地利用調整を更に推進。引き受け手が作物生産再開に向けた条件整備に一層取り組みやすくなるよう制度を見直し、耕作放棄地を再生する取り組みを総合的に支援。	・丸亀市地域農業再生協議会	
園芸特産物振興対策事業	園芸作物を栽培する認定農業者が組織する団体が栽培面積の拡大、高品質化等を目指すための生産施設整備を支援。	・香川県農業協同組合 ・丸亀市	産地の形成
カワウ食害対策事業	カワウ等の有害獣の駆除を行う事業主体を支援。	・中讃地区漁業組合連合会 ・丸亀市	漁場環境の整備
有害鳥獣捕獲・処分事業	イノシシやヌートリア等の有害鳥獣の駆除に対して補助を実施。	・丸亀市鳥獣被害防止対策協議会 ・丸亀市	有害鳥獣等被害対策
河川ゴミ回収補助事業	漁業者等が環境保全のために回収した廃棄物等について市が無償で処分。	・丸亀市	海面・河川ゴミ対策
漁業環境対策事業	漁場を漂流する各種廃棄物等を回収することにより、漁場環境の維持と水産資源の保護を図るとともに、漁船操業の安全を確保。	・中讃海域漁場環境整備協議会 ・丸亀市	
重要稚仔放流事業	水産資源の安定的確保のため、海面・内水面において、有用な水産物の稚魚や種苗等の放流を実施。	・香川県水産振興協会 ・丸亀地区水産振興対策協議会 ・丸亀市漁業協同組合 ・本島漁業協同組合 ・丸亀市淡水漁業組合 ・丸亀市	稚魚放流

第3章 産業別重点テーマと実施計画【農水産業の重点テーマ】

2. 生産環境の適正化に関する支援策（2）

事業名	事業の概要	主な推進主体	該当施策
戸別所得補償制度	販売価格が生産費を恒常的に下回っている作物を対象にその差額を交付。	<ul style="list-style-type: none"> ・中国四国農政局 ・香川県 ・丸亀市地域農業再生協議会 (水田部会) 	経営の安定化
漁業経営セイフティネット構築事業	漁業者と国の抛出により、燃料価格や配合飼料価格が高騰したときに補てん金を交付。	<ul style="list-style-type: none"> ・水産庁 	
軽油免税制度	一定の要件を満たす場合、軽油引取税が全額免除。	<ul style="list-style-type: none"> ・香川県 	
食育推進事業	本市の農水産物の良さを気軽に子どもたちが体験できる場を提供。	<ul style="list-style-type: none"> ・丸亀市 ・丸亀市教育委員会 	地産地消、食育の推進

第3章 産業別重点テーマと実施計画【農水産業の重点テーマ】

3. 販路の拡充に関する支援策

事業名	事業の概要	主な推進主体	該当施策
農林漁業成長産業化ファンド	農水産業の成長産業化を実現するため、官民共同のファンドを創設し、成長資本の提供と併せてハンズオン支援を一体的に実施。	・中国四国農政局	農水産物の販路拡大
産地化促進事業	本市の農水産物のうち、生産量の確保が可能な農産品の産地化を支援。	・丸亀市	丸亀ブランドの形成
丸亀ブランド推奨事業	本市の特徴的な農水産物、もしくはこれらを活用した加工品等のうち、一定の基準をクリアしたものを丸亀ブランド推奨品として優先的に支援を実施。	・丸亀市	
食育推進事業【再掲】	本市の農水産物の良さを気軽に子どもたちが体験できる場を提供。	・丸亀市 ・丸亀市教育委員会	地産地消、食育の推進
6次産業化総合推進事業【再掲】	経営の発展段階に即した個別相談等を行う体制を都道府県ごとに整備し、農水産業従事者の経営改革の取り組みを支援。	・中国四国農政局	6次産業化の推進
6次産業化推進整備事業【再掲】	農水産業従事者が自ら、あるいは食品産業事業者と連携して行う6次産業化の取組について、農水産物の加工・販売施設や農水産業用機械等の整備を支援。	・中国四国農政局	
香川県6次産業化促進整備事業【再掲】	加工処理や販売管理、農水産物の安定供給に必要な機械・設備等の整備を支援。	・香川県	